

事業系一般廃棄物の後納取扱申請書

令和 年 月 日

種子島地区広域事務組合管理者 殿

申請者 事業所名

住所

代表者名

印

TEL

FAX

種子島地区広域事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定より、次のとおり申請します。

| 申請者業種 | | | | | |
|-------------------------|-----|------|-------|------|----------------------|
| 事業系一般廃棄物の種類 (該当箇所に○) | 可燃物 | ○ | 不燃物 | | ※事業系一般廃棄物に分類されるものに限る |
| | | | 粗大ごみ | | ※事業系一般廃棄物に分類されるものに限る |
| | | | 資源物 | | ※事業系一般廃棄物に分類されるものに限る |
| | | | 草木類 | | ※少量可、大量な場合は旧不燃物埋立地へ |
| 搬入見込 | 搬入量 | kg/回 | | 搬入回数 | 回/月 |
| 搬入車両 (登録車両) | 車種 | 車番 | 最大積載量 | | 搬入責任者 |
| | | | | | |
| 備考 | | | | | |

事業系一般廃棄物の後納取扱許可書

令和 年 月 日

殿

上記の申請について、種子島地区広域事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり許可します。

| 許可番号 | 市町区分 | 通番 | |
|------|---|----|--|
| 留意事項 | (1)この許可書は、事業所にて大切に保管してください。 (2)この許可書と併せて「後納取扱許可カード」を交付しますので、搬入時は毎回受付に提示してください。（※紛失等での再交付には手数料がかかります。） (3)手数料は、請求書（月末締・翌月送付）に従って期限内に納付してください。 (4)搬入可能な事業系一般廃棄物の範囲や持込方法については、資料（広域事務組合ホームページ内）や事務局、持込先の清掃センター等で事前にご確認ください。 | | |